

子発0608第1号
社援発0608第1号
平成30年6月8日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、順次施行することとされたところである。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針の公表、教育訓練施設に入学する被保護者に対する進学準備給付金の創設、住居を設置する第二種社会福祉事業に係る規制の強化、児童扶養手当の支払回数増加等の措置を講ずること。

第2 改正法の主な内容

1 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の一部改正（改正法第1条及び第2条関係）

（1）基本理念の創設

ア 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならないものとする。こと。（生活困窮者自立支援法第2条第1項関係）

イ 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」

という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならないものとする。 (生活困窮者自立支援法第2条第2項関係)

(2) 生活困窮者の定義の見直し

生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る要因として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明記すること。(生活困窮者自立支援法第3条第1項関係)

(3) 生活困窮者一時生活支援事業の拡充

生活困窮者一時生活支援事業を次に掲げる事業とすること。(生活困窮者自立支援法第3条第6項関係)

ア 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

イ 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

(ア) アに掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

(イ) 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

(4) 子どもの学習・生活支援事業の創設

子どもの学習・生活支援事業を次に掲げる事業とすること。(生活困窮者自立支援法第3条第7項関係)

ア 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

イ 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業

ウ 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

(5) 都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針の公表

ア 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。 (生活困窮者自立支援法第7条第1項関係)

イ 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。 (生活困窮

者自立支援法第7条第5項関係)

(6) 利用勧奨等

都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。 (生活困窮者自立支援法第8条関係)

(7) 支援会議の設置

ア 都道府県等は、関係機関、都道府県等から生活困窮者自立相談支援事業等の委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができるものとする。 (生活困窮者自立支援法第9条第1項関係)

イ 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (生活困窮者自立支援法第9条第5項関係)

(8) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設

都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。 (生活困窮者自立支援法第10条第1項関係)

ア 生活困窮者自立支援法の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

イ 生活困窮者自立支援法に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

(9) 福祉事務所を設置していない町村による相談等を行う事業の創設

福祉事務所を設置していない町村は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができるものとする。 (生活困窮者自立支援法第11条第1項関係)

(10) 国の補助

生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県等が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用の3分の2以内を補助することができるものとする。 (生活困窮者自立支援法第15条第4項関係)

(11) 情報提供等

都道府県等は、生活困窮者自立支援法に基づく事業及び給付金の支給を行うに当たって、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。こと。（生活困窮者自立支援法第 23 条関係）

(12) その他

その他所要の改正を行うこと。

2 生活保護法の一部改正（改正法第 3 条及び第 4 条関係）

(1) 生活扶助の方法

被保護者の居宅において生活扶助を行うことができないとき等において生活扶助を行う施設に、日常生活支援住居施設（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。）を追加するものとする。こと。（生活保護法第 30 条第 1 項ただし書関係）

(2) 医療扶助の方法

医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。こと。（生活保護法第 34 条第 3 項関係）

(3) 進学準備給付金の創設

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給するものとする。こと。（生活保護法第 55 条の 5 第 1 項関係）

(4) 被保護者健康管理支援事業の創設等

ア 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。こと。（生活保護法第 55 条の 8 第 1 項関係）

イ 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査

及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。 (生活保護法第 55 条の 9 第 1 項関係)

(5) 費用の徴収

ア 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき (徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。)は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができるものとする。 (生活保護法第 77 条の 2 第 1 項関係)

イ アの徴収金は、生活保護法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができるものとする。 (生活保護法第 77 条の 2 第 2 項関係)

ウ アの場合において、保護の実施機関は、被保護者が、保護金品 (金銭給付によって行うものに限る。)の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとする。 (生活保護法第 78 条の 2 第 1 項関係)

(6) 都道府県の援助等

都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施並びに被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができるものとする。 (生活保護法第 81 条の 2 第 1 項及び第 2 項関係)

(7) 情報提供等

保護の実施機関は、保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 (生活保護法第 81 条の 3 関係)

(8) 保護の実施機関についての特例

ア 保護の実施機関についての特例の対象に介護扶助 (特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に限る。)を委託して行う場合を追加するものとする。 (生活保護法第 19 条第 3 項関係)

イ 当分の間、保護の実施機関についての特例の対象に日常生活支援住居施設に入所している者を追加するものとする。 (生活保護法附則第 16 項関係)

(9) その他

その他所要の改正を行うこと。

3 社会福祉法の一部改正（改正法第5条関係）

（1）住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の規制の強化

ア 住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始する場合において、市町村又は社会福祉法人は、事業開始の日から1月以内に、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置する地の都道府県知事に、施設の名称等を届け出なければならないものとする。こと。（社会福祉法第68条の2関係）

イ 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならないものとする。こと。（社会福祉法第68条の5第1項関係）

ウ 都道府県知事は、アの届出をして社会福祉事業を営む者の施設が、イの基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営む者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができるものとする。こと。（社会福祉法第71条関係）

エ 社会福祉住居施設には、専任の管理者を置かななければならないものとする。こと。（社会福祉法第68条の6関係）

（2）その他

その他所要の改正を行うこと。

4 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の一部改正（改正法第6条関係）

（1）支払期月の改正

児童扶養手当の支払期月を毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期とすること。（児童扶養手当法第7条第3項関係）

（2）支給制限の適用期間の改正

児童扶養手当の支給制限の適用期間等をその年の11月から翌年の10月までとすること。（児童扶養手当法第9条第1項、第9条の2から第11条まで及び第12条第1項関係）

5 施行期日等

（1）施行期日

この法律は、平成30年10月1日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。こと。（改正法附則第1条関係）

ア 2の（3） 公布の日

イ 1の（3）及び（4） 平成31年4月1日

ウ 4の（1） 平成31年9月1日

エ 2の（1）及び（8）イ並びに3 平成32年4月1日

オ 2の(4) 平成33年1月1日

(2) 進学準備給付金の支給に関する特例

進学準備給付金の支給に関する規定は、平成30年1月1日から適用するものとする。 (改正法附則第2条関係)

(3) 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第8条関係)

(4) 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。 (改正法附則第3条から第7条まで及び第9条から第24条まで関係)